

鹿屋市告示第 175 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、令和 8 年 4 月 1 日付けで鹿屋市輝北町土地改良区の定款変更を認可したので、同条 3 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷原 拓男